平成２２年（フ）第２５０号
沖縄県那覇市字天久1090番地１　波之上産業天久マンションＢ―202
債務者　石垣小次郎
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２７３号
沖縄県那覇市字安謝664番地50　安謝第一市営住宅1113
債務者　島袋　幸平
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２７５号
沖縄県那覇市壺屋１丁目14番17―201号　島袋アパート
債務者　金城　明美
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２８７号
沖縄県那覇市松尾２丁目８番34号　市場アパート303
債務者　宮城　里美（旧姓糸数）
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第７２号
福島県東白川郡塙町大字台宿字下稲沢51番地
債務者　高橋ひろみ
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第１００号
富山県高岡市野村1242番地　ゴールデンシャトー加賀303号
債務者　原田　香織
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第７１号
岐阜県可児市今渡91番地１
債務者　嘉陽道男こと　カヨウ　アルベルト　ミチオ
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第７２号
岐阜県可児市今渡91番地１
債務者　嘉陽ミチオこと　カヨウ　ジュニオル　アルベルト　ミチオ
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第１４９３号
愛知県春日井市高蔵寺町８丁目1926番地147　鹿乗グリーンハイツ305号
債務者　松原かおり
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６２０号
愛知県半田市一本木町２丁目１番地　県営西亀崎住宅３棟103号
債務者　榊原　美補
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３号
三重県鈴鹿市十宮４丁目12番２号、前住所三重県鈴鹿市十宮３丁目21番５号
債務者　グランデス　シルバ　ミルトン　アウレン
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９４号
三重県鈴鹿市大池３丁目11番９号　ベーシック中日502、前住所三重県鈴鹿市寺家１丁目19番19号
債務者　渡邉　　明
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２５号
三重県鈴鹿市中江島町12番33号　マザーグースⅡ－１－Ｂ
債務者　鈴木　美生
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５１号
三重県亀山市加太北在家5997番地
債務者　渡邊　昌江
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１６２号
三重県鈴鹿市長太栄町５丁目４番25号
債務者　速水　康彦
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１６４号
三重県鈴鹿市山辺町939番地
債務者　野田　佳代
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１６５号
三重県鈴鹿市白子４丁目21番31号　タウニーＳＡＫＡ－Ａ101号　畑方、住民票上の住所三重県四日市市富田一色町23番19号
債務者　佐藤　友宏
1　決定年月日時　平成22年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
津地方裁判所破産係